



核データ部会 部会賞要領

平成 31 年 3 月 22 日 第 39 回核データ部会全体会議改定

(目的)

第 1 条 核データ部会部会賞表彰細則（以下、細則という）の実施は、細則に定めるところのほか、この要領の定めるところによる。

(種類)

- 第 2 条 核データ部会賞（以下、部会賞という）の種類は、学術賞、奨励賞とする。
- 2 細則第 3 条に基づき、原則として部会賞を毎年 1 回授与する。ただし、上記のいずれの賞も該当する対象がない場合には授与は行わないものとする。
 - 3 学術賞または奨励賞は、核データ分野において学術または技術上の優れた業績（以下、成果という）を対象とし、これをなした原則として本部会員である個人またはグループに授与する。
 - 4 学術賞の授与は原則 1 件とする。
 - 5 奨励賞の授与は原則 2 件までとする。

(学術賞)

第 3 条 学術賞は、核データ部会員により、原則として推薦開始日を起点とする過去 3 年間に、学会発行の「英文論文誌」，「和文論文誌」，「学会誌」，学会発行の図書，または、核データ部会（以下、本部会という）が認める研究会または国際会議等の論文集ならびに国内外の本部会が認める論文誌のいずれかに掲載された研究論文，技術報告および技術資料を対象とする。

(奨励賞)

第 4 条 奨励賞は、当該年度末までに満 40 歳に達しない本部会員により、原則として推薦開始日を起点とする過去 1 年間に、学会発行の「英文論文誌」，「和文論文誌」，「学会誌」，学会発行の図書，または、核データ部会(以下、本部会という)が認める研究会または国際会議等の論文集ならびに国内外の本部会が認める論文誌のいずれかに掲載された研究論文，技術報告および技術資料，あるいは、学会の春の年会・秋の大会，本部会が認める研究会または国際会議等での優れた口頭発表，ポスター発表された成果を対象とする。なお、将来性に富む成果であれば、未完成のものでも良い。

(本賞と副賞)

- 第 5 条 部会賞の受賞者には、本賞および副賞を贈呈する。
- 2 本賞は、1 件につき 1 枚の表彰状とする。ただし、グループへの授賞に際しては、受

賞者全員の氏名を列挙し、表彰状は代表者1名に授与するものとする。他の受賞者に対しては電子化した表彰状を送付する。

- 3 副賞は、報奨金としてその金額は1件につき5,000円とする。ただし、グループへの授賞に際しては、その代表者1名に授与するものとする。

(部会賞選考小委員会)

第6条 細則第4条2項の規定に基づき、部会賞選考小委員会を置く。

- 2 部会賞選考小委員会は、部会賞受賞候補者を選考し、運営小委員会に提案することを任務とする。
- 3 部会賞選考小委員会は、部会賞選考小委員会委員長、副委員長および委員4名以上をもって組織する。委員の互選により幹事委員を選任する。委員は、運営委員、部会員、その他の学識経験者より部会賞選考小委員会委員長が選任し部会長が委嘱する。ただし、受賞候補者および推薦者は委員になることはできない。
- 4 部会賞選考小委員会委員長は現副部会長に、副委員長は前副部会長に、部会長が委嘱する。ただし、これらのいずれかが受賞候補者または推薦者であって委員になれない場合、運営委員の中から部会長が選任する。
- 5 部会賞選考小委員会委員長は必要に応じて部会賞選考小委員会を開催して会務を総括し、幹事委員は部会賞選考小委員長を補佐して会務を整理する。部会賞選考小委員会委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員の任期は、運営委員改選後の部会全体会議から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(募集方法)

- 第7条 部会賞選考小委員会は、本部会メーリングリストおよび本部会ホームページに公告して毎年5月1日から5月31日までの期間、受賞候補者の推薦を求める。
- 2 本部会員は、自薦または他薦により受賞候補者を推薦することができる。

(推薦方法)

第8条 部会賞選考小委員会は、本部会メーリングリストおよび本部会ホームページに公告して毎年5月1日から5月31日までの期間、受賞候補者の推薦を求める。本部会員は、受賞候補者を推薦する場合、対象とする研究のタイトル、およびこれに対応する研究論文名、技術報告名、技術資料名または発表題名、授与すべき部会賞の種類、推薦理由等を記載した推薦書1通を部会賞選考小委員会幹事委員へ送付する。

(選考方法)

- 第9条 部会賞選考小委員会は、推薦のあった受賞候補者について、担当委員を1名選任する。
- 2 小委員会は推薦されたそれぞれの受賞候補者について、担当委員の意見を参考にして、原則として部会賞選考小委員会委員、本部会員、学会正会員またはその他の学識経験者の中から2名の選考者を選任して、評価を依頼する。ただし、受賞候補者および推

薦者は選考者になることができない。

- 3 担当委員は選考者の評価を踏まえて評価書を作成して、部会賞選考小委員会に提出する。
- 4 部会賞選考小委員会は、評価書に基づき審議を行い、各部会賞の受賞候補者を決定して運営小委員会に報告する。
- 5 運営小委員会は、部会賞選考小委員会の報告を審議して、受賞者を決定する。

(補則)

第10条 この要領に定めるものの他、部会賞選考小委員会の運営に関し必要な事項は、部会賞選考小委員会の定めるところによる。

附則

1. 本要領の制定および改廃は、核データ部会運営小委員会で審議し、核データ部会全体会議において議決を経るものとする。
2. この要領は平成31年4月1日から施行する。
3. 改訂履歴
 - ① 平成17年5月19日制定
 - ② 平成20年10月1日改定
 - ③ 平成21年10月1日改定
 - ④ 平成24年3月20日 第25回核データ部会全体会議において改定
 - ⑤ 平成30年3月28日 第37回核データ部会全体会議において改定
 - ⑥ 平成31年3月22日 第39回核データ部会全体会議において改定